日田市規則第53号

日田市有害鳥獣捕獲規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月１日

日田市長　原　田　　啓　介

日田市有害鳥獣捕獲規則の一部を改正する規則

日田市有害鳥獣捕獲規則（平成７年規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）を当該移動号に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、大分県の事務処理の特例に関する条例（平成11年大分県条例第37号）に基づき処理することとされた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に関し、鳥獣の管理のため鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という。）の許可に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、大分県の事務処理の特例に関する条例（平成11年大分県条例第37号）に基づき処理することとされた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に関し、鳥獣の<u>保護及び</u>管理のため鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という。）の許可に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

（捕獲等の許可申請者） 第２条　捕獲等の許可を申請できる者は、個人又は法人（市長その他市長が特に認める者）とする。	（捕獲等の許可申請者） 第２条　捕獲等の許可を申請できる者は、国、県、市、法第９条第８項に規定する環境大臣が定める法人その他市長が特に認める者とする。
（捕獲等に従事する者） 第４条　捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特に認める者については、この限りでない。 ⑴　次のいずれかに該当する者であって、銃器による捕獲等を行うもの ア　法第55条第２項に規定する登録の有効期間内において現に同条第１項の登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けている者 イ　法第55条第２項に規定する登録の有効期間外において直前の登録の有効期間内に狩猟者登録を受けていた者 ⑵　わな及び網による捕獲等を行う者	（捕獲等に従事する者） 第４条　捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ⑴　法第55条第２項に規定する狩猟者登録有効期間内においては現に同条第１項の登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けている者、狩猟者登録有効期間外においては直前の登録の有効期間において狩猟者登録を受けた者 ⑵　その他特別な事由により市長が特に認める者
（実施状況の報告）	（実施状況の報告）

第５条　捕獲等を実施した者は、捕獲等実施終了後30日以内に当該捕獲等の実施状況を有害鳥獣捕獲等実施報告書（様式第５号）により市長に提出しなければならない。	第５条　捕獲等を実施した者は、捕獲等実施終了後30日以内に当該捕獲等の実施状況を有害鳥獣捕獲等実施報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年４月１日から適用する。